平成２４年（フ）第５６０号
神戸市中央区割塚通４丁目２番10号　メゾン王子305号
破産者　青木正行こと　呉　　正行
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４８３号
広島市中区大手町５丁目６番４―802号、開始決定時の住所広島市中区大手町５丁目６番４―609号
破産者　野村　正明
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９７号
北海道登別市若草町２丁目11番地５
破産者　佐藤　麻雄
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１３８号
青森市青葉１丁目２番地11　ルグラン奥野Ｂ－１
破産者　秋元　光彦
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３２号
福島県いわき市錦町江栗２丁目35―２、住民票上の住所福島県いわき市錦町須賀112番地の１
破産者　鷺　　拓也
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第９１８号
横浜市保土ケ谷区上星川１丁目４番３―402号
破産者　吉田　玉美
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１８４号
横浜市青葉区たちばな台２丁目11番地２　ツインコートたちばな台Ｅ―309
破産者　鈴木　　稔
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1426番地の52
破産者　日馬美智子
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４５号
静岡県富士市松岡1164番地の11　パラッツォ・トリイ104号、前住所静岡県富士市富士町17番８号
破産者　稲穂啓一郎
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第４６号
静岡県富士市松岡1164番地の11　パラッツォ・トリイ104号、前住所静岡県富士市富士町17番８号
破産者　稲穂千香子
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１１１号
愛知県豊橋市老津町字西高縄11番地の15
破産者　中村　武士
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２３３号
京都市山科区音羽野田町１番地６　音羽マンションＡ棟513号、前住所大津市におの浜２丁目２番６―1101号　コスモ大津1101号
破産者　福本　貴夫
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３４号
大津市長等２丁目１―10　朝日プラザ浜大津407号室、住民票上の住所大津市中央１丁目２番44号
破産者　福本　　豊
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８１２号
京都市北区大宮薬師山西町８番地16
破産者　加藤　賢一
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８５８号
京都市北区大宮南箱ノ井町18番地の３
破産者　保井　　治
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２７３４号
大阪府高槻市栄町４丁目27番７号
破産者　山本喜代美
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２号
広島市中区小町５番18―403号
破産者　桃村　照代
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１２号
長崎県長崎市滑石３丁目１番８―701号
破産者　太田　順子
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係